

ひら お はちさぶろう  
実業家・教育者平生鈺三郎における  
“liberate”な社会と  
軍事国家体制との相克 (2)

——平生日記 (1913.10.7.~1945.10.12.) に見る戦前日本の実像——

藤 本 建 夫

要旨

大正9年恐慌が終息するや、今度は関東大震災が日本を襲う。東京海上火災の平生鈺三郎にとって巨資を投じての帝都復興よりも、当然のことながら火災保険をめぐる「法理か社会問題か」という問題がはるかに大きな意味を持っていた。大震災などの災害は国際的にも保険適用外であったのに、余りに被害が大きかったために何らかの補償を保険会社あるいは国家がすべきであるという世論が強まり、社会問題化していった。後者に理解を示した東京海上火災を中心とする関東系と弱小で前者に固執した関西系の利害が衝突したが、政府には両者を調停して解決する力量はなかった。最終的には被保険者の大衆運動が法理を押し切ってこの問題は終結する。しかし大震災はこれで終わったのではなかった。震災手形法案がらみで金融恐慌が発生する。平生鈺三郎が目にしたのは、台湾銀行と鈴木商店、および第十五銀行と川崎造船所の癒着と破綻・休業で、これによって神戸の雄傑と言われた金子直吉と松方幸次郎の時代は終焉する。

キーワード：関東大震災、火災保険問題、金融恐慌、金子直吉、松方幸次郎

目次

4. 東京海上火災保険平生鈺三郎の関東大震災火災への対応
  - (1) 火災保険金支払いは法理か社会問題か
  - (2) 法理を超越する詔勅と告諭
  - (3) 各務謙吉火災保険協会会長の見舞金1割案
  - (4) 関西系保険会社のシンジケート案と政府の東西折衷案

- (5) 「握潰」された火災保険法案
- (6) 火災保険問題の結末
- 5. 昭和金融恐慌－万策尽きた神戸の雄傑金子直吉と松方幸次郎－
  - (1) 震災手形 2 法案
  - (2) 金融恐慌の引金となった鈴木商店と台湾銀行の癒着
  - (3) 第十五銀行の休業と川崎造船所の危機
  - (4) モラトリアムと裏白200円札
- 6. 不況下での富豪のメンタリティー

(つづく)

#### 4. 東京海上火災保険平生鈞三郎の関東大震災火災への対応

##### (1) 火災保険金支払いは法理か社会問題か

大正9（1920）年恐慌とその後の深刻な不況がやっと終息した大正12（1923）年6月からわずか3か月後に、日本近代史上未曾有の大震災火災が関東地方を襲う。人的物的被害はまったく桁を外れていた。住家被害数は（全潰・半潰と焼失・流失埋没）372,659棟（うち、東京府が205,580棟で、176,505棟が焼失）、死者数（行方不明者を含む）は105,385人で、東京府の犠牲者は70,387人で66,521人が焼死であった。最も悲惨を極めたのは、本所区横網町の旧陸軍被服廠跡に避難していた人々で、一瞬にして3万8千人の命が失なわれた。当時の金額で被害総額は約55億円、商品が20.3億円、建物が約18.7億円、家財が8.7億円に及んだ。ちなみに、大正11（1922）年度の政府の一般会計歳出は14億3千万円であった。<sup>(1)</sup>

東京海上火災専務で大阪・神戸両支店長であった平生鈞三郎は大正12（1923）年8月31日から9月2日まで避暑のため六甲山の山荘にいた。1日は息子たちとクロッキーに興じ、2日の午前を下山し、阪急六甲駅から御影に向う電車のなかで乗客が読んでいた新聞を見て関東大震災を知る。行動力において敏なる平生のこと、同日兵庫県知事の要請を受けて県庁に赴き、実

---

(1) ウィキペディア『関東大震災』を参照。

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生飢三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

業家や議員たちと米、味噌等食料を被災地に送る手筈を整えている。平生自身は直ちに3千円を救済基金に寄付する(大12.9.2.)<sup>(2)</sup>。

当時、ラジオ放送はまだ開始されていなかったから(ちなみに、第一声は大正14〔1925〕年3月22日)、神戸での平生の震災情報源は新聞に限られていた。9月3日の日記によると、「京浜に於ける震害の報告は未だ一も正確なるものなく、「報導は誇大に失する」感なき状態だが、1日に起った大火の惨状はまさしく「焦熱地獄」で、「焼出された死体は至るところに累々として……悲惨の極」みである。「本所の元被服廠跡に避難せし3千人が紅蓮の焰に包囲せられて焼死せしものは夥しき数に上り、死傷全部は十数万を越ゆるものの如し」。

大災害であることは直ちに了解できても、東京海上火災専務の他に大正海上火災(三井系)や豊国火災など東京海上火災系列の火災保険会社の重役をも兼務していた平生にまず求められたのは、情報をできる限り収集し、そこから正確な情報とデマを選り分けることであった。4日の日記には全くのカオスの被災地の様子が記されているが、それが正確な現情を伝えているとは到底平生には考えられなかった。事実彼は、「誇大僻とセンセーショナル・ニュースを以て得意とする新聞記者の修飾せる報告」と「災厄発生後已に四日の今日に於て何等正確なる公報を得ざる」以上、不可能だと記す。加えてこの混沌のなかで被災地に戒厳令が布かれたが、そのために情報の流れはいっそう滞ることになる。戒厳令は「不逞鮮人及無頼漢が横行して被害民に暴行を加え掠奪を事とし」、「市中は戦々競々として無秩序状態」であるから「市民の市外に脱出するを禁止」するというものであったが、かえってその

---

(2) 関東大震災と火災被害に関しては、先行研究として、三島康雄「関東大震災と平生飢三郎—火災保険支払い問題をめぐって—」『甲南経営研究』第29巻第1号、1988年、田村祐一郎「関東大震災と保険金騒動(1)—仕掛け人—」『流通科学大学』第16巻第3号、2004年~同「関東大震災と保険金騒動(16)—政府対枢府—」第22巻第2号、2010年がある。

ために、本来なら市民がそれぞれ工夫してもたすべきはずの被災地からの正確な情報が伝えられることができなくなっていた。平生は、「鮮人暴挙の如きは言ふに足らざる小騒動」、いわば武器を持たない「モップ」のようなものに過ぎず、「恰も花火線香」のようなものであるのに、「正確なる公報」を市民に流さずに戒厳令を発したから、被災民の動揺はさらに高まっていった、と日記に書き留めている<sup>(3)</sup>（大12.9.4）。

このような圧倒的情報不足のなかで平生は大震災が直ちに社会的政治的問題に発展するに違いないと直感する。3日の日記には次のような記述がある。

「財産の損害は数千億に上るならんと推定せらる。而して直ちに起る問題はこの損害を保険契約に依りて支払うべきや否やなり。勿論保険約款には明かに地震に起因する損害は、間接と直接とを問はず、また延焼より生ずるものも亦一切担保せざることを明約せるものなれば、約款の上よりしては保険者は仕払の義務なきこと勿論なり。……我々保険者は如此き災害を予知すればこそこの損害を除外したるなり。何となれば日本の如き地震地帯に於ては如此き大惨害の発生は可能なればなり。若しこの損害を保険者が仕払ふとせば、日本の保険会社に於て一二のものを除けば倒産、若は仕払停止の外な

---

(3) 朝鮮人暴動は流言飛語に過ぎないと震災当初から平生は見ていたが、1か月後の10月6日の日記に、昨日の大阪ロータリークラブでの次の記述がある。東京控訴院検事で震災時に朝鮮人暴動について調査した人物から江崎政忠（職業、木材防腐）が直接聴取したところによれば、朝鮮人が井戸に毒を流したとか、放火をしたとか、その他もろもろのことは全て根拠がなかった。しかしこれらの流言飛語のために虐殺された朝鮮人は無数に上り、その「酸鼻の光景」は外国新聞の記者によって撮影され本国に送られたものが少なくなく、それが後日新聞に掲載されれば、「如何に外人をして我邦人の蛮性に驚かしめ、又鮮人の憤激を買ふやも知れず。実にこの震災に於て官憲が周章狼狽せしやを示して余りあり。数個師団の兵を出して戒厳令を実行しつつ、尙自警団と称する青年団又は郷軍人に武器を携帯せしめて縦に行人に向って制裁を加へしめたる如き、実に如何に我軍人の無力、官憲の不節制を暴露せしものにあらずや。……国威を減じ国家の信用を害したるもの少なからざりしは、実に嘆はしき事なり」。

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生飴三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

らん。世人中には保険者は理屈はとに角 *ex gratia*〔好意〕に於て仕払を為すならんと予想するものあらんかなれども、之れ真相を知らざるものにして、たとへ其半額若は三分の一を仕払ふとするも大多数は破産の外なからん。……自ら亡び行くものが何ぞ如此き恩惠的行為を為さんや。……然れども、これはかく単純に解決せられざる可く、必ず社会問題となり、〔大日本連合火災保険〕協会の議に上り、政府も干渉を試む可く、会長たる各務〔鎌吉〕氏は又々不快なる立場に立つ」だろう（大12.9.4.）。

この記述からも明らかなように、平生はこの大震火災の保険問題の本質は詰まるところ法理上の問題と社会問題とをどのように折り合いをつけさせるかにあると直感的に理解した。9月7日によく各務鎌吉から震災後初の書信が届く。そのなかで彼は、保険約款には「地震に因る火災及其延焼」の除外規定があるが、「凡ての火災を延焼」と見なせるかどうか、放火があったかどうかなど複雑な法律問題が起きるのは覚悟しなければならないが、しかしこの種の火災を保険会社が「責を負ふ」とすれば、全国の保険会社はことごとく倒産の危機に瀕するだろう。損失が少なかった東京海上火災は別にして、多くの保険会社は投資物件や担保物件の損失や取引銀行の支払い不能などでとても「火災の責任として其一部すらも支払の能力なき位地」にあり、「単純なる同情問題としても保険者の責任拒絶は不得止」と考えられると（大12.9.7.）。

平生はすぐ次のような返信をしたためる。確かに約款に定められているから「法理上」は保険者側には何ら責任がないとしても、「世人はこの惨害に逢ふて窮迫せる被保人に向って同情」を示し、また「社会の木鐸なりと自ら任ずる操觚者」、つまり新聞記者たちもこれに同調するから必ず大きな「社会問題」となる。政府もまたこの問題を「黙視」できず、最終的には被災者団体と火災保険協会の対立になるから、今からそのための準備を怠りなくしておく必要がある。「弱きものは理非の如何を問はず世の同情を得るものな

れば必ず社会問題たるべし」(大12.9.7.)。

## (2) 法理を超越する詔勅と告諭

政府はこの帝都を襲った大震火災に対し、どこまで把握しどのように対応しようとしていたのか。震災の直前の8月24日に首相の加藤友三郎が死亡し、内田康哉外務大臣が臨時に首相を兼任していたが、9月2日にあたふたと山本権兵衛新内閣が発足する。彼はかつてシーメンス事件の時首相の任にあったが、海軍出身で元米衆議院に基盤を持っていなかった。その経歴からも彼の内閣を平生はまったく信頼していなかった。8月30日の日記には、政友会の高橋是清総裁には入閣を断られ、普通選挙を綱領に掲げる憲政会は山本内閣を支える官僚から「嫌厭」されているから、結局「山本伯の傘下に集るものは政治的喜劇役者ともいふべき後藤新平氏、大臣の栄位を得るなれば何人の勧誘をも辞せざる田〔健治郎〕男、其他大臣病に悩める遊星的政治家」ばかりであるから、「決して山本内閣の命脈を支持すべき有力なる後援」はいない(大12.8.30.)と記す。また9月2日の日記では、親任式が行われ正式に発足したこの内閣を、犬養毅逋信大臣を除いて全員が「純官僚」という「一種異様な内閣」(大12.9.6.)と言い、また「空想家と老耄政治家の集団」(大12.9.26.)と揶揄している。

関東地方を灰燼に帰せしめたこの大震火災を前に、政府は一方で帝都復興という大問題を抱えながら、他方で庶民の生活と密接に関係する火災保険問題をどう処理するかという急を要する切実な課題に頭を痛めていたが、山本内閣の各閣員が平生の言う通りの人物ばかりであれば、先を見据えた冷静な判断と迅速な行動を期待することは所詮無理であった。

ところが何んと9月4日には政府は保険会社の「情義的責任」を問い保険会社に全額支払いをさせることでほぼ一致していたのである。これほどの短期間に内閣の意見をその方向にリードしていったのは誰か。平生はそれは閣

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生飢三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

員の誰かではなく、富士瓦斯紡績会社の和田豊治<sup>(5)</sup>あたりだろうと踏んでいたが、各務からの手紙によってそれを確信する。9月21日の日記によると、

「各務氏の来書に依るに、今回の保険金支払問題を惹起せし元凶は余の想像せる如く和田豊治氏」である。同社の紡績工場が震災で大被害を蒙ったことから、彼は保険金で損失補填を考え、日本工業倶楽部（初代会長は三井財閥総帥の團琢磨）の会合で、「商工業復興には保険金受領の外なく、〔1906年の〕<sup>サンフランシスコ</sup> 桑 港の大火災には保険業者が約款に拘らず支払を了したりと単純の例を基礎とし、戦時保険の例に依りて保険者式割、政府8割を負担せしめば直ちに資金問題を解決す可し」と意見を述べると、そこに集っていた会員はこれに賛同し、直ちに和田が銀行倶楽部にその趣旨を伝え、彼を筆頭に数人が各省大臣及び次官を訪問して、「桑港の例を以て保険会社は法理を超越して支払はざる可からざる旨を高説激論し、各省大臣（総理を含む）は首肯したりし模様」であった。

そしてすでに9月6日には以上の方向で官僚たちが動き始めていたことも平生の耳に届いていた。

「去る6日、岡本〔英太郎〕農商務省次官は田所〔美治〕共同火災保険会社社長を招致して、火災保険業者に於て法律・規約を楯にして支払を拒絶するに於て、この国難というべき大災厄の際に於て法律・規則を超越せる大権の発動に依りて之を強要することも可能」と述べる（大12.9.12.）。

ともかくも政府は和田豊治ら「工業倶楽部」の論理に沿って第一歩を踏み出す。その主務官庁は農商務省である。この時点での同省の調査によれば、

---

(4) 9月4日に田農相は午前中に岡本農商務省次官と会い、午後には枢密顧問官伊東巳代治を訪問し、火災保険会社が「情義的」にも支払をなさせることで意見が一致し、こうして4日には政府の方針が決まったようである（田村祐一郎「関東大震災と保険金騒動（1）－仕掛け人－」第16巻第3号、2004年、28ページ）。

(5) 和田豊治主犯説の背景については、同「関東大震災と保険金騒動（2）－財界と銀行の思惑－」第17巻第1号、2004年、16-21ページをも参照。

東京府・神奈川県の大正11年末時点での火災保険契約残高は22億円で、このうち7割、約15億円が罹災し、他方火災保険業者の総資産は2億7～8千万円である。つまり保険会社の総資産が罹災額の2割前後だとすれば、それを戦時保険のようにすべて支払いに充て、残る8割を政府が補償すれば問題は解決する。そこで新聞は、「若し火災保険業者が桑港に於るが如く特別の支払を為すに於ては低利資金貸与の意あり」と報じた。新聞が誇張して報道することは通例のことだが、これには平生はあきれれる。

この報道が「事実とすれば農商務官吏は火災保険約款に精通せざるもの」といふべきである。「仮に見舞金を支払ふとせば、そは会社の信用を傷つけざる程度のものなれば、如此き少額の支払の爲め低利資金を借るの要あらん。何となれば見舞金支払に低利資金を借入るとせば、会社の信用を害すること少なからざればなり。若し巨額の支払を為すとすれば、火災保険会社は何故に如此き辛き目をして *ex gratia* 支払の要あらんや。……世人中政府が支払に干渉するならんといふものあれど、政府は私人間の契約に依り除外せられたる損失を強て支払はしむるの権限を有するものにあらず。政府がその一部を救済することは、或は理由あらんかなれども、明約条項に背きて単に情実を以て支払を強要する如きは到底不可能」である（大12.9.9.）。

「千古未曾有の大災害に直面して冷静なる判断を失ひ、頭脳混乱」した政府当事者たちは、和田豊治の筋道に沿って、本来あり得べからざる私人間の契約関係に政府が「大権」をもって干渉し、「理由の如何に拘はらず保険会社をして全財産」を支払に当てさせるべく、12日に「詔勅」が渙発される。

「若シ夫レ平時ノ条規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラズ、緩急其ノ宜シキヲ失シテ前後ヲ誤リ、個人若ハ一会社の利益保障ノ為ニ多衆災民ノ安固ヲ脅スガ如キアラバ人心動揺シテ抵止スル所ヲシラズ」。

この詔勅は伊東巳代治の起草になるもので、ここには「多衆災民ノ安固」のためには「一会社」、つまり火災保険会社は「平時の条規」にこだわって



実業家・教育者<sup>ひらお はちきぶろう</sup>平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

はならないと書かれているのだが、9月14日には田農商務大臣が大阪朝日新聞に政府の考えを次のように語る。

「火災保険に対しては被害者は一般に金額の如何に拘はらず頗る期待し居る。万一この期待に悖ることありとすれば国民の動揺を来たす虞」がある。約款いかに拘らず今回の如き非常の場合には、「徳義上人道上より考慮して会社の自発的意思に訴えたい。保険金額……の内8割は外国会社の元受又は再保険に附して居るが、この外国会社にも事情を訴えて同情を仰がねばならぬ。内地会社の財産は前記保険金額の1割強」に過ぎないから、政府はどれだけ会社が支払いうるかを調査し、そのうえで政府もいくらか補償を考えていると（大12.9.14.）。

平生が黒幕として和田豊治の話各務から聞くのは9月21日だが、平生は保険会社側の人間として、被保険者の中にかなり大富豪がいることを当然知っていた。上記の田大臣のインタビューの報道を知って次のように日記に記している。政府は法律・規則に代って「人道上徳義上」の名の下で保険会社に支払いを強要しているが、罹災者のなかには三菱、三井、安田などの大富豪がいて、彼らは保険金支払いを受けなくても何等痛痒を感じていないはずである。それどころか、「火災保険の問題を云為する人々は寧ろ資本家階級に属し、政府当路者又は民間の商業機関（商業会議所、工業倶楽部の如き）と接近する機会を有する人々にて、利己的観念より、事情に暗き政府当局を使嫉しつつある」連中である。この事実を踏まれば、火災保険の支払いに窮する保険会社に政府が低利で融資するということは、実際は「政府が此の資本家階級の爲めに火災保険を支払ふ」と同じことで、これこそ「実に不公平」極まりないことで、「富める者に厚く貧しき者に薄き結果」になり、これは「甚だ面白からざる」ことである。政府がこの際やるべきは、「細民」はほとんど「無保険」なのだから、政府が「先以て罹災中無資産の階級に属する人に向って救済資金を給付」すべきである（大12.9.14.）。

平生がこのように記したのは14日だが、16日には12日の「詔勅」を受けて山本首相がその趣意を国民に知らせるために「告諭」を出す。そこでは「一会社」は明確に「保険事業」と書かれている。

「官民俱ニ平時ノ条規ニ膠柱セズ、公道ニ基キ、人情ニ酌ミ……各自能ク其ノ公德心ニ訴エテ私利ヲ後ニシ……例エバ保険事業ノ如キハ、其ノ性質上社会公衆ノ安固ヲ目的トスルモノナルヲ以テ……幾十万ノ信頼ニ負カザルヨウ、犠牲ノ精神ヲ發揮シテ」云々。

政府は一方で和田豊治のような富豪・大資本家に唆され、他方で「社会公衆」のために保険会社は「犠牲の精神」を發揮すべしとの理由で「詔勅」と「告諭」を出し、これに新聞までも同調する。「社会の木鐸」を任じる新聞社の態度について平生はこう記す。「保険者は支払はざる可からず、且政府は補助せざる可からずとの議論が新聞に掲げられ、政府大官も無責任の言を漏して保険業者の自決を待つといふ如き体度〔ママ〕を以て茶を濁すといふ事情に変化し、日一日峻烈險悪の情勢を形成せるものの如し」(大12.9.21.)。

### (3) 各務鎌吉火災保険協会会長の見舞金1割案

政府が以上のように和田豊治らの使簇で「平時の条規に膠柱せず」火災保険会社に保険金支払いを強要する意向であることが明白となると、保険会社はこれにそれなりの対応をしなければならない。火災保険協会会長として各務がまとめた案は、罹災した保険契約額を20億円としてその1割を「見舞金」として支払い、保険会社はそれに伴う政府からの融通資金は「無利子50ヶ年賦」で償還するというものであった。つまり2億円を50年間かけて保険会社が元本償還し、政府はその利子分を負担するというわけである。この各務案を東京の保険会社は賛成するが、関西系6社(共同火災、日本火災、大阪海上、神戸海上、朝日海上、京都火災)はこれ拒否した。彼等の言い分によれば、たとへ無利息50年賦とはいえ年々50分の1を償還しなければならず、さ

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

らにこの多額の負債を公表した場合顧客の信用を失い、営業を継続し得なくなる危険性すらでかねない。また元々競争が激しく協定保険料率さえ順守できていない関西系会社（大12.2.9.）では、各務案でも負担は決して小さくはなかったのである（大12.9.18.）。

しかし各務案が公表されると、この1割見舞金案に対してただちに保険金全額保証を要求する被保険者サイドから猛烈な反対運動が起こる。10月5日の日記によると、2日に東京海上ビルで火災保険金全額仕払期成同盟委員会と火災保険協会側との間で話し合いが持たれたが、それは「殺気紛々として将さに修羅場に変ぜんかと一片唾を呑みし位」であった。平生は大阪にいてここには同席していなかったが、その様子から次のように推測する。支払期成同盟の背後には和田豊治ら富豪に操られる政府がいて、その同盟が保険会社に圧力をかけて具体案を引き出させ、その提示を受けて政府が動くというシナリオが描かれているのではないかと。これを保険会社から見れば、「愚民を煽動」して「保険会社を脅迫して政府の勧告に従はしめんとす。実に浅薄なる策略」であると平生は政府を批判する。

各務も状況が切迫してきたことを見て取って、より具体的な案を提示しつつ、それ以上の判断は政府に委ねるという策に出る。「有志会社に於て一の具体案、即ち10%を作成し、自力を以て10%を仕払ひ得るものは之を仕払ひ、自力を以て仕払能力なきものは政府の援助を藉りて仕払を了すべく、……而して協会としては最早一致の歩調を取る能はざれば、政府に於て可然指令ありたしと政府に一任する」。

つまり政府は、一方で保険金支払いに頑なな態度を取り続ける関西系会社と交渉をしながら、他方で全額支払いを求める被保険者との対応もしなければならぬという厳しい選択の前に立たされる。平生の推測では、被保険者が各務10%案に満足しない場合には、彼等は全額支払を要求して農商務省に示威運動を起すに違はなく、これを政府が聞き入れるならば、政府は次には

罹災者全部を平等に扱わざるを得なくなり、無保険者もまた有保険者と同じような要求を出すだろうし、そうなれば畢竟政府は償還不能までの公債発行を余儀なくされるだろう。さらに10%案に同意していない関西系保険会社に対しては政府はいかなる策も持っていない。また外国系保険会社は見舞金支払いを全く考えていないから、そこに被保険者が押しかける場合も想定しなければならない。<sup>(6)</sup> こうなると事態はますます紛糾する。「社会問題、外交問題、延て政治問題」になるのは必定で、「政府は遂に進退を決せざるを得なくなる。「現内閣の総理及大臣等が不用意の間に為したる言動は今や彼等を渦中に捲込み猛火の中に投ぜんとす」(大12.10.5.)。

火災保険金全額仕払期成同盟の示威運動はさらに過激化し、さらに10%案は関西側が不同意と表明したので各務は会長辞任の決意を固めるが、もし彼が辞任して協会が分裂するとなれば政府としては打つ手がなくなる。平生は「陋劣卑怯なる和田豊治を頭目とせる工業倶楽部に唆され、小才子小策士樺山〔資英内閣書記官長〕氏の入知恵に乗りたる山本首相及他大臣の愚や、真に笑止の至ならずや」(大12.10.8.)と政府の無能さ加減にはあきれる。

ところが事態は突然一変し始める。10月9日の日記に東京から帰阪した豊国火災(東京海上系)社長大谷順作の話が記されている。それによると、期成同盟の代表が各務に再度会見したとき、彼は各務の保険会社の現状についての説明に耳を傾け、最後に「全然同意なる旨告げ退去」した。大谷はさらに、10月5日に田農相および井上蔵相と会見したときは政府の「態度が大いに緩和」したことに驚く。すなわち「政府としては決して保険会社に向って仕

---

(6) 政府は外国保険業者にも保険約款を無視して支払を強要するつもりのものであったが、平生が最も恐れていたのは次のことであつた。「外国会社は日本を以て憲法あれども保障力なき専制国なりと叫ばん。如此き叫が諸外国に伝はらんか、今日迄この災害に対して日本に与へられたる同情も忽ち去るの恐なしとせず。又今や復興事業として募集せんとする外債もかかる無法なる応急策を取てする日本の公債は危険なりとて何人も応募を躊躇するに至らんかと」(大12.9.12.)。

実業家・教育者<sup>ひらお はちきぶろう</sup>平生鉦三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

払を強要するものにあらず、可能の程度に於て此際罹災被保険人に同情して支払を為さんことを望むものなりとて、前日資産全部を投出すべし、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もありなど放言せし田氏とは全然別箇の人」のようであったが、それは渋沢栄一と関西側保険会社が会見した際、渋沢は保険会社側の「意見と事情とを了知」し、政府が「被保人等を煽動し示威運動をなさしむるに至りたる処置を憤慨」し、徳川家達侯爵とともに山本首相を訪問して震災善後会<sup>(7)</sup>として政府の処置を非難・忠告したからのようであった（大12.10.9.）。

平生は火保問題を解決するにはまずもって政府が「迷夢より覚めて自己の蒔きたるものは自ら刈るの覚悟」（大12.9.26.）が必要だと日記に記しているが、政府はついに「自ら刈るの覚悟」なく、渋沢栄一の力を借りなければならなくなったのである。

#### (4) 関西系保険会社のシンジケート案と政府の東西折衷案

以上のように突如として全額支払強要という被保険者の大衆運動が沈静化しても、政府には、強硬に見舞金支払い拒絶の態度を変えない関西系会社の説得という難問は解決の見込みは立っていなかった。個々の会社が具体的にいくら支払うか、またそれに政府がどれだけの補助をなすかの問題に関し、東京系会社は各務案に賛成していたが、大阪海上保険を中心に関西系会社は「各務氏の主唱する1割案には絶対不賛成」の態度を崩そうとはしなかった<sup>(8)</sup>（大12.10.15.）。被保険者を煽動することはできても、具体的な解決策を何ら

---

(7) 震災善後会は渋沢栄一を中心に官民合わせて50名から構成されていて、会長には貴族院議長で華族会館長でもあった徳川家達を選ばれた（田村祐一郎「関東大震災と保険金騒動（2）」13-16ページ）。

(8) 関西系会社は資本力では東京海上火災にまったく歯が立たなかったが、それに反して罹災契約高ではずば抜けて大きかった。すなわちは3千万円に対して3581万9千円であった東京海上火災に対して、関西系会社では共同火災が250万で1億148万9千円、神戸海上運送火災が375万円で5140万円、大阪海上火災が279万円で5055万3千円であった（中央防災会議『災害教訓の継承に関する専門調査会 1923年関

提示し得なかった政府は「窮迫の余」り各務に「善後策を哀願」する。そこで各務は「政府の補助を得て1割案」で関西関東の保険会社を結束させて一気に解決の方向に持っていかうと決心し、説得のため大阪に向かう（大12.10.20.）。

10月24日、大阪灘万ホテルで各務は記者会見を行う。その要旨によると、民間実業家も政府も火災保険会社の資産状況についてよく知らないようだが、実際の火災保険契約額も会社の資産も想定していたほど大きくはなく、したがって帝都復興、産業復興資金を保険金支払いで補填しようとしてもそれは全く不可能なことで「九牛の一毛」に過ぎない。また政府は、サンフランシスコ大火災の時の英米保険会社を引合いに出し、さらに詔勅や告諭によって保険会社に圧力をかけ、被保険人もこうした政府の態度を真に受けて保険金を請求できるものと錯誤しているが、しかし保険業者としては約款によって保護されているから「法廷で争ふことは敢えて辞せざる」も、被保険者に「見舞金」支払をなすのは当然と考えている。今日では「政府当局も自己の即断が崇りを為したるを自覚」し、また東京の保険会社も「政府の補助を得て1割案」で一致しているが、関西側でこの案が必ずしも賛意を得られていないようなので、田農相の了解のもとで関西に説得にきたのであると（大12.

東大震災第3編』内閣府、2008年、第2部第2章第2節、140ページ）。ちなみに表1は大正末年の損保グループごとの経営力を示したものだが、ここからも東京海上火災がずば抜けていることがわかる。

(単位 円, %)

	総収入保険料		正味収入保険料		責任準備金	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
東京海上グループ	71,686,953	36.1	31,501,601	31.2	79,446,838	59.9
(東海直系グループ)	(48,768,707)	(24.5)	(21,617,630)	(21.4)	(67,431,196)	(50.8)
東京火災グループ	19,169,034	9.6	8,480,984	8.4	6,051,000	4.6
日本火災グループ	23,209,311	11.7	12,439,408	12.3	14,295,000	10.8
神戸海上グループ	7,412,956	3.7	2,619,304	2.6	4,421,000	3.3
大阪海上グループ	11,482,117	5.8	5,188,182	5.1	5,836,000	4.4
共同火災グループ	6,980,627	3.5	4,278,658	4.2	2,595,000	2.0
横浜火災グループ	9,076,037	4.6	5,737,023	5.7	3,980,000	3.0
その他 (26社)	49,701,701	25.0	31,108,789	30.8	16,052,655	12.1
全損害保険会社(51社)計	198,718,736	100	101,115,869	100	132,677,493	100

(注) 日本火災グループに日本海上、大東海上を加え、同グループを川崎財閥系として取扱った。

横浜火災グループには常磐火災を含まず

(『日本経営史研究所編『東京海上火災保険株式会社百年史(上)』1979年、397ページより転載)

10.24.)。

関西系保険会社のうち特に強硬な4社に対して各務および平生は次のような論法で必死に説得を試みる。1割すら支払おうとはしないこれらの会社に対して被保険者は必ず一斉に訴訟を起こすであろうし、また法理的に支払い義務ありと論じる弁護士や学者も少なからずいて、政府も告諭で同様の法理を支持することをほめかしており、そうなるとこれらの「不同意会社」は会社資産の十数倍の訴訟を引き受けることになる。「信用を基とせる保険会社」がこうした訴訟を引き受けることが何を意味するか論じるまでもないことである。したがって「此際は可成政府と懇談して有利なる条件の下に一割に相当する資金の借入を為すの外他策あらざるべしと信ず」と(大12.10.25.)。

各務の尽力により不同意会社の結束が崩れ始め、11月3日の平生日記によると、神戸海上火災と大阪海上火災が同意を表明するに至ったが、罹災契約高が1億円に達していた共同火災は尚も拒否し続けた。そうこうしているうちに各務案の実現を脅かす新案が神戸海上、大阪海上および共同火災を軸に関西系六社から出される。11月8日の日記によれば、その案は各社が罹災地における「契約に対する責任準備金(約壱千万円)を支出して一のシンジケートを組織し、之のシンジケートが責任者となりて政府より支払ふべき1割の資金を借入る事とし」、今回の震災からこのような組合組織を新たに設立して、それに責任をもたせる、したがって各社は責任準備金を限度として責任を負うも、それ以上は関係を持たないというものであった。なぜこのような案が出されたのか。平生の推測では、関西系保険会社は、政府から個別的に資金を借り受ける東京案だとバランスシート上に自己の資産以上の負債が明記されることになるので、顧客の「信用が墜ち、将来営業困難」になることが予想される。これに対し信用がしっかりしている東京海上だけは政府資金を必要としないので、従来以上に他社に対して競争上有利となる。「各務氏はこの結果を見越して東京案を発案」し、「東京海上をして独占的地位を



得せしめん為」であると関西側は考えているのだろうと（大12.11.15.）。

各務による説得は結局奏功せず、関東と関西とが統一案を出せなくなってしまった。しかし帝国議会は12月10日に迫っていたから、政府は東京案、関西案のいずれを採用するにしても政府案を決定しなければならなくなる。これまで確固とした理念と信念でもって火災保険問題に対処してこなかった政府にとって二案のうち何れかを選択するかは至難のことで、最終的に「政府に都合宜き」部分を採用した「妥協案」にならざるを得なかった。つまり1割の見舞金支払い是个々の会社が責任をもって行う、したがって政府の貸金は各会社に対してなされるが（東京案）、償還に関しては「組合」を組織して、各会社は「規定の賦課金」を払込み、そこから組合が償還してゆく（関西案）という内容であった。しかしこの政府の折衷案は、圧倒的な資本力を持ち罹災保険金額も軽微な東京海上火災は別として、いずれにしても弱小の関西系会社は負担が増加するのだから、従来の各務案そのものである、とあくまで反対の態度をとった（大12.11.24.）。

11月29日、東西火災保険会社が一堂に会して総会を開催する。関西側を代表して神戸海上火災の岡崎藤吉が次のように政府案を批判した。すなわち、各社が1割支払のために政府から融資を受けることによって「自己の資産以上の負債を個々の責任を以て負ふに至らば世間の信用は地に落ち、有力なる1～2の会社を除きては終に営業を継続する能はざるに至る可し」。たとえバランスシートにその負債は掲載しないとしても外交員は保険勧誘にあたって材料に利用するに違いないから、効果は同じであると。

この総会で賛否両論が激しく闘わされたが、この日は採決はとらず、翌日東京側、関西側から代表が官邸に赴き田農相と井上蔵相に総会の状況を報告し協議したが、関西側はあくまで自説に固執して譲らなかつた。平生はここに至る経緯を次のように総括する。ついに東西の意見の一致を見るに至らなかつたのは「遺憾の至」であるが、これは関西系の「会社の当局が余りにも



実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

狭量にして自社の利害を忘れて自己の立場，又は感情に駆られて鹿を逐ふて山を見ざるの狂，「否愚拳」に出たものである。関西側がこのように自説に固執したのは，「政府が関西側の賛成を得ざれば政府案成立せざるを以て，決局関西案に同意」するだろうと甘く考えての結果であったが，その原因は「政府，殊に主務省たる農商務省の官吏が其口吻及態度に於て関西側をして如此推定せしむる様誘導」したからであったと（大12.11.30.）。

#### (5) 「握潰」された火災保険法案

12月10日，組閣以来はじめての臨時帝国議会在開催される。この議会で最大のテーマはもちろん後藤新平の震災復興予算問題で，これは大幅に削減されて成立するが，同時に新設の帝都復興院は廃止される。火災保険問題に関しては「保険会社に対する貸付金に関する法律案」と「保険会社貸付資金公債法案」<sup>(9)</sup>が上程された。法案の趣旨は，国は罹災保険金18億円（このうち内国会社約15億円）の1割，つまり1億8千万円を2パーセントの低利子をもって保険会社個々に長期貸付を行い，保険会社は被保険者に見舞金を支払う。政府はその財源として7%公債<sup>(10)</sup>を募集する。その償還については関西側の要求にしたがって新設の「共同弁済組合」を通して行うというものであった。

ところがこの法案上程の直前になって思わぬ事態が発生した。法案に付されていた「火災保険独占保障条項」が12月8日の閣議で突如として削除されてしまったのである。この独占条項によれば，共同弁済組合が設立されてそ

---

(9) 田村祐一郎「関東大震災と保険金騒動（12）－火保貸付法案と臨時帝国議会－」第20巻第2号参照。

(10) 12月22日の帝国議会で頼母木桂吉（憲政会）が7%公債について言及している。2月13日の平生日記には英米において外債が成立したことが記されているが，それによると英貨公債は償還期間35年で利率は額面6%で利回り6.96%，米貨公債は30年の償還で利率6.5%，利回りは7.01%であった。

れが責任をもって長期間国家への弁済を行うにあたって、基金が確実に担保  
されていなければならない、そのためには組合加盟会社が料率協定を順守し、  
場合によってはその引上も視野に入れておかねばならない。それを保証する  
ために政府は新規会社の設立を向こう10年間認めない、つまり共同弁済組合  
加盟の保険会社に「独占的事業」を認めるというものであった。<sup>(11)</sup>しかし、こ  
の独占条項には当然世論も政党も反対で、結局その声に押されて政府は当初  
の法案からこの条項を削除して議会に提出したのである（大12.12.13.）。

この独占条項削除の意味は何か。関西の弱小保険会社の状況を知悉してい  
た東京海上火災大阪・神戸支店長の平生は、「法理」上からは義務のない支  
払いのために苦境に陥る可能性があると考えてこの独占条項削除に反対した。  
彼によると、法案が成立した後で、もし新会社が設立されてこれが既存会社  
との競争を有利に運ぶために直ちに料率を引下げれば、「基礎堅固にして信  
用堅実な」東京海上火災などは別として、「中流以下の会社」はその競争に  
対抗するだけの料率を維持することができなくなり、「営業中止」のやむな  
きに至れば、結果的に共同弁済組合案そのものの実態がなくなると考えたか  
らであった。

火災保険金貸付法案は独占条項削除によって関西系会社の態度を硬化させ  
ていったが、15日から始まった委員会審議では、野党でありながら多数を占  
める政友会の手には法案の帰趨は握られていたから、政府にとっては思わぬ方  
向に事態は展開してゆく。委員会審議で農商務相田健次郎が法律案に対する  
趣旨説明を行ったが、それは一貫して、この悲惨極まる大震火災に対し、政  
府が保険会社に「法理」を超越し罹災額の1割を「犠牲的精神を發揮すると  
云ふことを勧告」し、それに対して保険会社が「道義的行動として、所謂見  
舞金」としてこれを被保険者に贈ることとし、政府は公債を募集して資金を

---

(11) 田村祐一郎「関東大震災と保険金騒動(11) - 関西の反逆 -」第20巻第1号、  
28ページ。

調達して保険会社を支援するというものであった。

この政府の趣旨説明に対し、熊谷直太を筆頭に政友会の論客たちは飽く迄反対の立場を曲げなかった。政友会は委員会審議終了後、法案「握潰」の理由を7点にわたって発表しているが、これを見ると、社会政策的観点の議論は重要な論点をついたものであったが、明らかに「法理」を盾に法案に反対する弱小の関西系会社の立場から論が立てられていた（大12.12.24.）。

1. 社会政策的見地から。被保険者中5千円以上の契約者数は全体の1割で、支払い総額の7割を受け取り、それに対し9割に及ぶ5千円以下の契約者の受取額は総額の3割に過ぎない。
2. 保険証券と引換えて見舞金を受取ることになっており、これは「訴権の放棄」である。
3. 保険証券を担保に入れている者は見舞金を受け取れない。
4. 保険会社のうち資力豊富な会社にも、資力貧弱な会社と同様、「政府は特殊の保護を与へて国庫の負担を増加」させるものである。
5. 資力豊富な会社で「罹災保険の金額極めて少」ない会社（東京海上火災が念頭）がある一方で、資力貧弱な会社で「罹災保険金額が却って非常に多」いものがあり、不公平である。
6. 利率2%と元本償還は資力貧弱な会社には重く、結果的に回収不能になる虞がある。
7. 償還金を貸借対照表に掲載すれば会社の競争上不利になるため、それを計上しなくてもよいことになっているが、これは政府自らが「法治国の権威信用を傷くる」ことになり、「又債務の隠蔽は会社其者の信用を害するの虞」がある。

「法理」を伴わず、しかも国家に多大の負担を課す法案を通過させようとするれば、当然事前に政治的駆け引きが成立していなければならない。政友会幹部横山千之助と田農商務大臣とは個人的関係などもあり、当初は法案は通

過するものと思われていたが、12月17日の平生日記には、「火災保険問題は  
今や政治問題と化し来り、……本日の情勢にては火保案は政友会に於ても之  
を審議未了として握潰さん大勢」なりとある。なぜこのような事態になった  
のか。翌18日、平生は長年にわたり個人的に資金援助をしてきた床次竹二郎  
に電話し、19日に床次宅を訪問して事の真相を問い質している。床次によれ  
ば、政友会は復興予算については減額の上で通過させることに決まり、火保  
問題に関しても、「朝野共に保険会社に仕払を為さしむべし」という意見が  
支配的であったし、政友会もそれと同意見であったことから、当然政友会も  
賛成するものと床次も思っていたが、なぜかこの彼の意見に賛意を表するも  
のは一人もいなかった。田農相と懇意であったはずの横山千之助は、約款に  
よって仕払を免責されているのに「とに角かかる理論を脱せる案は通過しが  
たし」と主張して譲らなかった。床次は、横山のこの主張の裏には田との個  
人的行き違いとか、利権とかなどが考えられるが、「真意は容易に忖度すべ  
からず」と言うばかりであった（大12.12.19.）。

20日の日記にも次のように記されている。「政友会が復興予算に一削減を  
為し帝都復興院廃止を明示するに至りしは、如何に政府に対して挑戦的のみ  
ならず、寧ろ侮辱を加ふる」ものである。山本首相はただちに議会を解散し  
て民意を問うべきであるのに、彼はそうしない。この「如何にしても意気地  
なき内閣にして未曾有の弱腰首相」について、革新派の一議員は、「この復  
興予算本会議は恰も大杉栄の葬式の如し。何となれば骨が紛失したればなり  
と。<sup>(12)</sup>至言というべし。復興予算にして已屈従す。火保案の如きは殆んど顧  
慮せざるが如く、握潰の運命は已に決定せるものの如し」。

21日には握潰の事実が新聞に報道され、非難は政友会に集中したが、他方

---

(12) この一議員とは加藤高明で、大杉栄の葬式の時右翼がその遺骨を奪っていった  
ので遺骨なしの葬式になるという事件が起こっている（筒井清忠『帝都復興の時代  
－関東大震災以後－』中央公論社、2011年、49ページ）。

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生 平生 三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

で翌22日には関西系保険会社が握潰で得意になっていることが日記に記されている。すなわち、「已に握潰となりたる以上従来之行懸は消滅し……、この際〔火災保険〕協会としての相談は打切り、関西側は脱退すべし」と強硬なる議論すら聞かれた。

24日の日記には、火災保険問題がこのような結果となったことに責任をとって田農相が辞任したことが記されている。

#### (6) 火災保険問題の結末

12月27日、皇太子裕仁が難波大助に狙撃された虎の門事件で山本内閣は総辞職し、その後を襲った清浦奎吾内閣によって火災保険問題は幕が一旦引かれることになる。組閣当初から「無主義無定見」の「貴族内閣」で「国民を侮辱」するほどの内閣だから、「社会の木鐸たる新聞社は……政党政派をして往年の憲政擁護運動を起さしめ」るべきだと平生は見ていた。もとより一貫した方針のもとでの火保問題解決は望むべくもないとしても、審議未了以来被保険者側から会社に対し保険金仕払請求が続出（大13.1.24.）してくると、会社側は政府に頼ることは不可能として自立解決の方法を探りはじめる。大正13（1924）年1月26日に平生は各務と会談し、罹災物件に対する未経過保険料に加えて各社の資力に応じた賦課金でもって火保問題を解決するほかないということで意見が一致した。この意見をもって関西系会社と意見交換した結果、政府の援助がない場合、自力解決の方法としては各社が保険料1年分を被保険者に一律に仕払い、それ以上は各社の資力等に応じて個別的に支払う、という以外には考えられないということでまとまった（大13.2.2.）。

このような保険会社の動きに対して政府側は東京側保険会社の代表者たちに、非公式の意見として農商務局長を通して次のような驚くべき方針を告げた（大13.2.9.）。

一．現内閣は前内閣の策を踏襲せず。

- 二. 詔勅は火保に言及したのではない。
- 三. 保険会社は地震火災には責任はない、等。

この政府方針を知った平生は、「前内閣が行ひたる所為の行懸を全然無視」するもので、「政府は今やこの問題よりリリースされんことを試むるの意図あるにあらざれば、保険会社をして政府の援助を思切るの止を得ざる条件を強いる」ものだと理解し（大13.2.9.）、翌日早速東西保険会社の代表者（各務は住吉に滞在中）を住吉の自宅に招集して善後策を相談する。平生はこの席で次のようなことを述べている。保険会社が自力解決で臨むとすれば、「1割の仕払を予期せし被保人中の小部分は必ず蜂起して喧噪なる態度に出で一騒動を起すやも知れず」。そうなると「政府は止を得ず我々に依頼して解決を計る前内閣と同一の態度に出でざるやも知れず。如此くして位地を顛倒して政府をして我々の軍門に降らしむる」ことができる（大13.2.10.）。

平生の予想通り被保険者の政府批判が高まってくる。2月19日には次のような事実が記されている。「東京に於ける火災保険仕払問題は漸次社会運動化して日々各区又は市中に互り」<sup>(13)</sup>、「益々其勢を逞ふするものの如く」である。その矛先は当初は「政府に肉薄」していったが、それは政府が「本問題は保険者被保険者の問題にして政府の干知するところにあらず」と冷淡な態度をとったからで、示威運動はその勢いを「倍加し狂暴の度を増して」前田利定農相に迫った。そこで政府は「保険者の要求を待って援助の方法を講」じるから、「被保人は会社をして具体案の提出を促がす」べきと民衆を煽動したため、彼等は保険会社に向った。数百人が東京海上火災および帝国海上火災に押し掛け、幹部に向って「火保問題解決の爲めには利率の如何に拘らず政府より借入金を爲して仕払ふことを各会社を代表して茲に誓約すべき旨を認め記名調印」を強要するに至る（大13.2.19.）。

---

(13) 被保険者団体の抗議が高まってゆく様子については、田村祐一郎「関東大震災と保険金騒動 (15) - 被保険者の怒り -」第22巻1号を参照。

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

2月23日の日記には被保険者の圧倒的エネルギーを平生自身も身をもって体験したことが記されている。この日、被保険者大会が東京工業倶楽部で開かれ、「其余波は千余人、群を為して火災保険協会に來集」し同協会に闖入しようとした。これは日比谷警察に阻止されたが、平生はたまたまこの場に出会した。

「日本服を着するを幸ひ二重マントを纏め破帽を冠り群衆中に入りて其様子を見るに、彼等は労働者と異なり震災前には自活の道十分なりし中流以下の人々なれば、群を頼みて狂暴の言動を為すも決して内心暴動を為すの勇氣と決心を有するものにあらず。彼等は瞬間に其所有財産を失ひて奈落の底に墮落せし、実に震災といふ同情すべき境涯に在る人々にして、火災保険金の要求が正当にあらざるを知らざるにあらざるも、現下他に救済を求むべき道なきを以て群衆を力に如此き行動に出ずるもの大多数にして、彼等が私語するところを聞くに、彼等は互に如此き下劣なる行動に出でざるべからざる各自の地位を愁嘆するものの如し。彼等は今や死の淵に立ちて悲運を嘆きつつあるものなり」。

ここに火保問題はやっと終局に向うことになるが、それは政府の力でも、また各務の力でもなく、平生自身が直接体験した「民衆運動の力」であって、まさしく「民衆運動の力や偉大なり」（大13.2.23.）であった。2月25日の閣議で次のように決定された。

火災保険問題解決のために政府は火災保険会社が被保険者に支払う見舞金に対し最高8千万円の補助をなし、その貸付金利率は4%で、償還年限は50年とし、この金額をもって、保険金額5千円以下は1割、以下大口契約金には逆累進的に出損することを決定する（大13.2.26.）。

政府はこの案の財源として公債を考え、その発行を緊急勅令で実行しようとしたが、これには枢密院からの猛反対があり（大13.2.26.）、結局政府の責任において国庫剰余金から貸付を行い、保険会社はそれに対して「納付金」

の名で償還してゆくこととし、支払いの開始日は5月5日とされた。また東京海上火災と東洋火災は政府からの貸付を受けずに自力で被保険者に支払うことになる。

これは山本内閣の法案に比べると、国からの保険会社への貸付金は1億8千万円から8千万円へと大幅に減額され、利率は2%から4%へと引上げられ、それに加えて共同弁済組案も法律には盛り込まれなかった。では前法案審議において政友会と結んで「握潰」に成功した弱小の関西系会社はこれをどう評価したであろうか。その間の事情について、大阪ロータリークラブで大阪海上火災専務浅井義調は次のように述べた、と平生日記にある。

「各社が政府の圧迫とモップの脅威との間に介在して遂に屈従の止を得ざる理由の一として、若し被保人の強求に逆きて仕払を拒斥せんか、彼等は挙って訴訟を提起せん。而して其訴訟は終局に於て保険者の勝利に帰せんこと明白なりとするも、係争中の保険金に対して保険会社は勝敗の如何に拘らず仕払備金を積立てざる可からず。是れ保険業施行細則に於て政府が命令するところなれば、政府と被保人を向に廻して戦はんことは保険会社として到底不可能事なり」と（大13.2.29.）。

5月5日をもって支払いが開始されたが、その後の問題は保険会社に降りかかってきた借入金返済負担に移っていった。東京海上火災ら少数の保険会社を除いて、政府からの貸付金の償還金、いわゆる「納付金」（最長50年で総額6,354万円。これに自己資金を加えると7,488万円が見舞金として支払われた<sup>(14)</sup>）の支払い負担が経営に如何に重荷となっているかについて、例えば昭和2（1927）年12月22日の平生日記に次のように記している。

「談は進んで震火災納付金棒引問題に及び、余は今更理屈を以て棒引を要求することは不可能不合理ならんも、少くとも利子免除位の事は当然政府と

---

(14) 損害保険料率算出機構『日本の地震保険－2019年4月版－』2019年、30ページ。



実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生飢三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

して進んで執行すべきことと思ふ。而して之を実行せしめんには表面理屈を以て論争するも到底承認を得ること困難ならんも、現に弱小会社にして納付金上納の実力なき現状に在るものが其実況を述べて棒引を要求し哀訴するに当りては、政府も之を見殺しにすべきにあらず。而して弱小会社に向って承認を与ふる以上、他の有力会社も均霑を受くるは当然なれば、余の考えにては、陳情委員としては現に選定せられたる有力会社の重役を以てせず弱小会社の責任者をして哀願せしむること得策なりと信ずるが如何」と。

なおこの納付金の返済が完了したのは昭和25（1950）年のことであった。

## 5. 昭和金融恐慌—万策尽きた神戸の雄傑金子直吉と松方幸次郎—

### (1) 震災手形2法案

大震火災は法理か社会問題か、という未曾有の難問を政府および保険会社に突然突きつけることになったが、大震火災はその後それ以上に深刻な経済金融問題の引き金となった。大正12（1923）年12月24日、震災善後公債法が公布され、4億6千万円を起債限度として日銀が震災手形の再割引に応じることになったが、昭和元年（1926）年末に至っても震災手形の未決済額は2億円余り残っていた。

憲政会の若槻礼次郎内閣は金本位制復帰への準備のために国家の不良債権、特に震災手形を一掃しようとして、昭和2（1927）年1月6日に震災手形整理方針大蔵省案を決定し、26日に震災手形善後処理法案と震災手形損失補償公債法案の2法案を衆議院に提出した。その内容は、日本銀行に対しては当初の約束通り政府が1億円の損失を公債で保証し、残りの1億円余りについては台湾銀行その他の銀行に政府が公債で貸し付け、それを10年賦で返済させるというものであった。

法案は3月2日に衆議院予算委員会において可決され、翌3日に本会議に上程されたが、これを一気に通過させようとする憲政会・政友本党連立政権

と、これを阻止しようとする政友会・新生会・実業同志会・無所属が真<sup>(15)</sup>っ向から対立し、議場は大混乱に陥り、審議は延期となる。しかし翌4日に継続審議が行われて結局賛成多数で可決し、舞台は貴族院に移った。

平生はこの4日の審議から、憤りを交えながら、ここからどのような経緯で金融恐慌にまで至ったかを詳細に書き記している。

震災手形2法案は、「政府の見解は何処に在りやは知らざるも、其結果は無謀乱雑なる経営に依りて大損失を招きたる一部の商人及夫と密接なる関係を有する銀行を救済せんとするものにして、其表面の理由として政府が高唱するところは、若し此等の商人及銀行をして破産せしむるに於ては多数の預金者及株主に損害を与へ、延て経済界に大変動を生ずるの恐れ」があるというものだが、しかし「一私人一銀行」の誤った経営のために生じた「損失を震災の名の下に「国民の費用を以て」「救済」しようというのはこれほど「不条理」なことはない。政府、殊に大蔵官僚は、政治家及び国民の大多数が「財政経済の知識欠乏」しているのを利用して「ignorant peopleを恫喝せんとするものにして、実に公正といふべからず」。救済対象の信用を傷つけないという理由で具体的商社・銀行の名前は明らかにしていないが、「已に幾千万の損失を醸して政府の救済を仰ぐ銀行及商事会社としては傷くべき信用」はすでにあるはずがない。まさに「之れ臭き物に蓋をなして国民を欺瞞」するものである。また政府は関係する銀行・商社が破産すれば日本経済は「大変動」を生ずる恐れがあると主張しているが、たかだか1億円の銀行や会社が倒産しても「日本の経済の基礎は現在如此き薄弱なるもの」ではな

---

(15) 瀧口剛「武藤山治と平生鈆三郎—実業同志会を通じて—」『平生鈆三郎日記 第8巻附録』2013年。武藤山治は鐘淵紡績をトップ企業に育て上げ、1924年に「実業同志会」を率いて政界に出、自由主義的改革論を打ち出したが、これに平生は共鳴して選挙でも積極的に支援する。しかし金解禁を巡って井上準之助を平生が支持したのに対して武藤が激しく反対し、これを機に二人は袂を分かち、実業同志会は1929年に国民同志会と改名するが、結局1932年に解党する。

実業家・教育者平生鈺三郎ひらお はちきぶろうにおける“liberate”な社会と軍事国家体制……

い。毎年3～4億円の輸入超過があるにも関わらず「大変動」は発生していないし、それに大震災にも耐えたではないか。そうであるのに、与党の憲政会は政友本党と連繋して、議会で強硬突破をはかり、それが議会で大混乱を招き、結果として審議延期となったのである（昭2.2.26.）。

こう考えると平生には政府が震災2法案を提出する積極的根拠がわからない。その彼の疑問に対して、2月28日の大阪ロータリークラブの例会で八代則彦住友銀行専務は次のように答えている。政府は一部の商人・銀行を救済しようとして震災手形法案を提出しているが、実を言えば住銀はこれに反対である。その理由は、住銀のような「信用確実なる銀行に於ては震災当時に於ても補償令の恩典を」受けていない。震災手形は「自己の手に於て決済」していて、つまり震災による損失は自行が負担していて、日本銀行に再割引を申し出てはいない。「信用確実」な銀行は震災手形法案をむしろ迷惑がっている<sup>(16)</sup>。平生によると、日銀の厄介にならなかった銀行は、そのほかに第一銀行、安田銀行、三井銀行、三菱銀行、十五銀行、三十四銀行、勸業銀行、興業銀行、北海道拓殖銀行であった。

また3月4日の日記に、憲政会代議士会で高木益太郎が行った発言も平生の確信を強くした。高木によると、震災手形再割補償令で政府は日銀が損

---

(16) 八代則彦は大阪ロータリークラブで次のように述べている。震災手形は大正12年8月31日までに振り出され、14年9月末日までを期限とするもので、その場所も東京の外4～5県を支払地とすることが主な条件となっていたが、16年9月30日まで延期された。そこで今回の法案で問題となったのは、「震災に由って損失になった手形とは何によって定めるか。……其の手形を慎重に審査する委員会の設置を要望しておくが、政府原案には無い。……若し右貸付金の期限である10年を経過しても未だに整理のつかぬ時は国庫は其れだけの損失を蒙らねばならず……我々国民一般の負担に帰することとなるのである」。住友銀行は日銀に手形の「1枚も持って行かなかったから1厘もこの法案の御利益に均霑」はしていない。ところで「政府は未整理の震災手形は2億7百万円と云うが、聞く所によると其の大部分はある一つの銀行、若しくは商社会社の関係する所のものであると聞く。茲に問題は残るのである」と（『大阪ロータリアン』173号、昭和2年3月7日）。

失を受けた場合1億円を限りに補償するとなっているから、これは止むを得ないとして、残りの1億7百万円は大正9年恐慌で「朝鮮、台湾両銀行其他のものが蒙った損失を其俸にしておいたものが震災のための損失なり」と称して救済しようとするものだから、これは不当であると。

## (2) 金融恐慌の引金となった鈴木商店と台湾銀行の癒着

震災手形法案によって銀行の不良債権を一掃しようという政府の目論見は平生には余りにも強引に思われたが、実は平生はあたかも機関銀行のように台湾銀行を利用して<sup>(17)</sup>いた鈴木商店の持つ問題性について決定的証拠を握っていたのである。彼の私的奨学金制度拾芳会（後述参照）の会員で神戸高商を卒業して鈴木商店に勤務していた濱田良雄が同店を退職した、と大正15（1926）年7月10日に報告にやってきた。平生はこの決心を彼のため「幸福なるやも知れず」と記す。その理由は、同店は今や「其負債が壹億五千万円に及び、如何に金子氏が八面六臂の働きをなすも到底回復すべからず。況んや現在の組織は監督者たる台湾銀行の行員にして、鈴木商店の重役・社員たるものを問はず何等の一致なく、確執常に生じ互に中傷讒謗を異にし、社員もこの現状に直面して真面目なるものは退去し、残留せるものは常に一身の利害に汲々として私利を営むもの少なからず」と。また昭和2（1927）年1月15日の日記には、金子直吉は3～4か月会わないうちに何となくやつれて見えたが、それは「台湾銀行を通じて政府より低利資金を得て其営業を継続することに惨憺たる苦艱を嘗めたるやを想像するに余りあり」とある。

最早倒産寸前の鈴木商店であったが、そこにすでに前年7月に鈴木商店を退社していた濱田良雄が1月21日にとんでもないスキャンダラスな事実を平生に知らせにきた。それは、関東大震災の際、鈴木商店東京支店材木部が東

---

(17) 両者の詳しい関係については、銀行問題研究会編『銀行論叢 昭和金融恐慌史』昭和2年、第四章も参照のこと。

実業家・教育者平生ひらお はちきぶろう三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

京海上の海損部主任であり取締役支配人であった鈴木祥枝を「利を以て啗はし詐偽の手段を以て保険金を詐取」した事件で、その証拠は濱田の手にあった。具体的には、震災前に材木を約定先に届け、その支払いを鈴木商店はキャッシュまたは現金で受け取り取引は終了していたにも関わらず、震災の混乱に紛れて東京海上から保険金を詐取したのである。いずれ発覚せざるを得ないこの事件は、いわば金子が「老鴛に鞭ちて変道奇策を以て倒れんとする大厦」を支えようとするものに過ぎない（昭2.2.1）。もちろん平生は東京海上を巻き込んだこの詐欺事件について、2月9日に各務謙吉にも伝える。

3月4日の日記に記された平生の震災手形法案批判には以上のような背景があったが、平生は3月7日に大阪倶楽部で、午餐後談話室で片岡蔵相の養継子片岡安が政府案を擁護したのに対し、次のような痛烈な批判を加えた。台湾銀行の貸付金の大部分が鈴木商店だとすれば、同行の「当事者が愚昧」であって、まったく無謀な経営をする「巧慧なる鈴木商店」の経営者の話を鵜呑みにして「資金の濫貸」をただけのことである。「無謀なる経営に依りて自ら損失を招きたる商社及銀行が何等の制裁を受けずして平然として減資」さえもしようとしな。また鈴木商店はすでに「腐敗腐爛して生存の要素を欠」いているものであって、したがって今こそ「断然たる処置を施し、亡ぶべきものは之を滅ぼしめ、其覚悟を以て一般経済界の動揺に具ふるの策を講ずべきなり。殊に震災に依るものにあらざる手形を単に法案の不備を利用して大正九年の財界大変動に際して生じたる損失の救済を受けんとする如きは実に不正の手段といはざるべからず。経済界に大震動を生ずべしとの恫喝の申出に驚きて、かかる法案を提出せし大蔵省の官吏こそ狭量にして小胆なる吏僚というべきか」。村度ばかりを考える官吏の狭量さはさておき、震災手形に関する法案を審議する国会の場で、大正9年恐慌時の損失までもこれに含ませるとは、日本人の商道徳の退廃もここに極まれり、というべきか。

金融恐慌の第一波は昭和2（1927）年3月15日の東京渡辺銀行の休業に端

を発する。3月21日の平生日記に「父祖の財宝を濫費し了ることは最近東京に於て生じたる渡辺銀行の破綻の如き之なり。彼の父渡邊治右衛門は有名な地主及金貸にして富数千万と称せられたるが、彼の死後二十年未滿にして如此き結果を生ず」と記されているのみで、平生はこの休業にさほど重きを置いているようには思えない。3月14日から15日にかけて彼は上京しているが、彼の関心事はあくまで台湾銀行と鈴木商店との関係にあり、両者がたとえ破産しても経済恐慌などは起きるはずがないと考えていた。そのうえで平生は法案阻止のために奔走する。

震災手形2法案は衆議院をすでに通過していたから、貴族院対策に絞られた。濱田良雄が持っている鈴木商店の保険金詐取を刑事事件として表沙汰にすれば新聞各紙も大きく取り上げるであろうし、貴族院もそうなると無責任に法案を通過させることはできなくなるだろう。この案に最も積極的であったのは、金子直吉に思うところがあった貿易商日向利兵衛であり、国会レベルでは実業同志会を率いる武藤山治であった。武藤は、貴族院議員たちは「金銭に飢えて餓鬼の如く僅かの錢」でも容易に買収されるが、他方で体面を重んじるとともに「怯者」であるから、不正を働いた鈴木商店を支持する側に立てば、「輿論の攻撃」に会うことを恐れて震災法案阻止に向かうと考えられるから、濱田の書類を手取り早く検事総長に示そうとまで息巻く(昭.2.3.15)。

だが早急に行動に移ろうとする日向や武藤に対し、金子の巧妙な策謀の前に、もしこの案が失敗すれば濱田は人生を失うことになることを恐れた平生は、濱田書類の使い方には慎重であるべきだと考えた。そこで彼は、憲政会と連合して法案成立に躍起となっていた政友本党の総裁でその活動をこれまでずっと金銭的に支援してきた床次竹二郎を3月16日に自宅に訪問して政界の現状を問いたです。平生は彼の現状分析を語り、それに対して床次の説明を聞くと、彼が震手法案の「真相」を全く理解していなくて、「単に政府の

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

説明を鵜呑み」にするばかりであったのには驚き、かつ失望する。床次の行動について平生はこう断定する。「政権慾に陶醉して是非の弁別も正否の判断力も鈍たる床次氏は殆どこの重大議案につき何等の研究も調査もなさず、単に憲本連盟の結果政権が自己の手に帰するを夢みつつ、何等この案につき考慮を煩はずして賛成し」、「どさくさ紛れに党議として賛成せるものの如し」(昭2.3.16)。

この何とも常識的には理解できない法案がいわば「どさくさ紛れ」に衆議院を通過し、3月22日には貴族院予算委員会で、今後台湾銀行が鈴木商店に救済資金を提供しないことを「附帯決議」としてつけてやっと可決され、翌日本会議でも可決される。これがその後の鈴木商店の運命を決定づける。すなわちこの決議に基づき3月25日には台湾銀行は鈴木商店に対する新規貸出打切りを決定し、<sup>(18)</sup>4月1日に両者の関係が完全に絶縁したことが世間に知られることになるや、特に東京株式市場は混乱し、翌日には大阪取引所でも株価の大暴落を見る事になる。

平生はこの結果について、4月2日に濱田良雄とともにやってきた日向利兵衛に次のように述べている。「鈴木商店は資金融通のchannelを杜塞せられたものなれば立往生の外なかるべく、自然の結果として金子以下不健全分子は淘汰」されるから、日向の努力も決して徒勞ではなかったと。これは平生自身の気持でもあった。

翌3日には娘婿の大島清を訪問すると、彼は平生に床次からの次の伝言を伝えた。政友本党が震災手形法案に賛成したのは、鈴木商店を救済するためではなく、「台湾銀行の存亡は国家の信用に関し、又一般経済界に變動を及

---

(18) 白石友治編集『金子直吉傳』(明文堂印刷, 昭和25〔1950〕年, 288-289ページ)によれば、片岡直温大蔵大臣が台銀は「国家の資本を基礎」にしたものだから鈴木商店が破産しても何ら影響はないと言明すると、台銀は「鈴木商店に対する態度を急変し、金融面から全く之を締め出し、債権の取立のみを事とし」たので、「鈴木は遂に堪え切れず昭和2年4月4日不渡手形を發表」したとある。



ぼすこと多大なり」と信じたからである。したがって「其点に於て政府は特に注意して彼此混同なきことを期せざるべからずと強硬に申出」をした。そしてこれが具体的には閣議において、鈴木商店救済のため新規貸出をしないことを決定したが、こうした立場を明確にして政友本党が行動できたのは、平生の「注告も効果」があったからであると。これを聞いて、床次を通して「余の真摯なる意見」が憲政会に影響を及ぼすことができたのは「実に心地よき次第」であり、また「余が永年間同氏の友人として多少の援助を吝まざりし功能も實地に顕はるものといふべきか」。

鈴木商店の息の根がこうしてほぼ止まれば平生の思いの一端は達成された。問題の焦点は台湾銀行の整理をどのように行うかに移っていく。しかしこれは容易なことではなかった。台湾銀行の整理はまず鈴木商店及び関連会社との間で具体的整理案を作成し、それを基礎にして台湾銀行整理案を作成するという順序になるが(昭2.4.10)、問題はこれが具体化すれば市場はどのように反応するのかにあった。4月14日の新聞報道によれば、早くも台湾銀行が大規模なコール取付けのため窮状に陥り、政府・大蔵省はそこで台銀救済のため担保に関わりなく日銀に緊急融資をさせ、損失が生ずれば政府がそれを補填することを考える。これは日銀条例に関わってくるから、勅令を発することになるが、平生はこれには「啞然」とする。なぜなら、「かかる救済方法は結局国庫の負担に於て台湾銀行並に同行の放漫貸出に与った一部政商等を救済するものにして、其経済的效果は担保なしで實質は国庫の勘定で政府預金を台銀に融通する」ことと同じであったからである。

この日の午餐を大阪倶楽部でとった平生はここに集まった歴々にこう語った。このようにして「国帑を濫費せんとすることは政治的罪惡にして実に狂気の沙汰」というべきである。ことここに至っては、台銀は自主的に閉店させて新銀行を設立させて事業を継続させ、兌換に関する事務・責任は日銀にまかせ、これに関する損失は国庫負担とし、またその他の債務関係は1億円



実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

の範囲内で補償する以外にはなからう。政府は台湾銀行破綻に伴う恐慌を恐れているが、その心配はない。「政府なる一犬が虚を吠えて」いるだけだからである。むしろ「実際の経済事情に通ぜず、常に救済庇護を仰がんとして出入りする政商共の言に聴くの外真相を知るべき機会を有せざる」彼ら官僚の手に国家の利害をゆだねることの「危険は絶大」なのである（昭.2.4.14）。

しかし平生や関西財界の危惧したとおり、4月14日、政府は2億円を限度として日銀補償を盛り込んだ日本銀行非常貸出補償令（緊急勅令）を決定し、裁可を得て枢密院に提出した。だが、伊東巳代治らが発言力を持つ枢密院ではこの勅令は憲法違反にあたるとして否決された。これによって台湾銀行の最後の頼みの綱が断ち切れ、4月18日についに休業のやむなきに至る。もっとも台湾銀行の休業は台湾本島以外の地域に限られ、本島では、総督令によって台銀関係の記事を差し止め、実情を島民に知らせずに通常営業を継続することができた。だがこんな「変則的開店」がいつまで続くのか、台湾総督府はこの策にどれほど成算をもっているのか、平生は「之を察するに苦む」。「台湾総督及其部下の人々も共に財政経済に関し何等の知識なき人々なれば経済上の変動に対し人心の機微が如何に働くものなるやを知らざる人々」である。彼らは「単に権力とか法律とかにて鎮撫」できるものと考えているようだが、必ず後には「噬臍の嘆」をなすことになるだろう（昭.2.4.18）。

緊急勅令を枢密院によって拒否されたため4月18日に台湾銀行は休業に追い込まれるが、その責任を取って若槻憲政会政府は総辞職し、代わって4月19日に政友会の田中義一に大命が降下し、懸案の大蔵大臣には高橋是清が就任する。しかし金融不安は全国に広がり、その中に後述の台銀と鈴木商店の関係とよく似た十五銀行と川崎造船所が含まれていた。

台銀と鈴木商店、十五銀と川崎造船所という大銀行と大企業がほぼ同時に事業停止となり、経済界は大混乱となる。4月22日の日記には次のように記

されている。「昨日東京大阪は勿論、全国的に銀行取付けとなり、東京に於て多数の支店を有する安田銀行及貯蓄銀行の如き、第百銀行の分身たる貯蓄銀行の如く、〔東京〕川崎銀行の如き、其分身たる貯蓄銀行の如きは一勢に預金者の取付に逢い、流言蜚語は預金者の心理状態を極度に恐怖せしめ……」と。

### (3) 第十五銀行の休業と川崎造船所の危機

金融パニックによって休業に追い込まれた多くの銀行の整理を如何に行うか。銀行の重役や株主の責任、未払込株の措置、減資の可能性、あるいは合併など問題は山積していたが、なによりも平生にとって気がかりであったのは一般の預金者はどのように保護されるのかということであった。また休業銀行と事業会社の関係も大きな問題として世間で取沙汰されていたが、そのなかで特に関心を引いたのが十五銀行と川崎造船所との関係であった。

十五銀行は通称「華族銀行」と呼ばれ、公称資本金1億円、払込資本金4,975万円、昭和元年末預金高3億6,843万円（台湾銀行はそれぞれ4,500万円、3,938万円、9,281万円）で休業銀行中最大を誇り、<sup>(19)</sup>かつこの銀行は宮内省の金庫事務を取扱う本金庫で、その代表者が日本銀行を創設した松方正義（薩摩）の長男巖であった。また同行を主要銀行としていた川崎造船所の社長は松方正義の三男幸次郎で、海軍との関係も深かった。世間ではこのような私的公的に複雑な関係のなかで生じた十五銀行と川崎造船所の危機の問題がいかに解決されるか、固唾を飲んで見守った。

平生もこの両者に最大の関心を示している。昭和2（1927）年4月21日、十五銀行は連日の取付に堪えかねて休業のやむなきにいたるが、同日の日記

---

(19) 片岡蔵相の失言問題で金融恐慌の切っ掛けとなったとされる東京渡辺銀行は、公称資本金は500万円、払込資本金は200万円、昭和元年末預金高は3,700万であった（銀行問題研究会編『銀行論叢 昭和金融恐慌史』202-203ページ）。

実業家・教育者<sup>ひらお はちきぶろう</sup>平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

で平生は、その前日に1年余りに及ぶ外遊から帰国した松方幸次郎について、「川崎造船所の金融機関たる十五銀行の閉鎖は忽ち同工場の業務に影響す可く、鈴木の子と併称せられて放漫なる事業家の随一たる松方氏が外遊より帰国の途端にこの鉄槌を受けたること、何等かの因縁ともいふべきか。然れども氏の如き虚業家の跋扈は実業界を乱す外何等の功なきものなれば、其勢力を失うことが真面目なる事業家のためには福音ならんか」(昭2.4.21)、と手厳しい批判をしている。十五銀行との資金のパイプが切れた川崎造船所を松方は必至で救済しようとして、海軍省を通して(当時同造船所では三分の一以上が海軍省関係で、すでに前貸金も支払われていたから、倒産は国家的問題になる)政府を動かすためにバランス・シートを作成して同省に提出する。しかしそれは専門家が見れば余りにも杜撰なもので、総資産3億2,287万円と計上されているが、そのうち1億5千万ないし2億円は水増しされて計算されたもので当然切り捨てねばならないものであった。こんな「悪策詐謀」をしていれば、会社の「再興の望なく」、「自ら墓穴を掘」るだけである(昭2.5.19.)。5月25日の日記には、「余は知人として氏をして再び過を重ねざらしめんとして」松方幸次郎に手紙を書いたが、その末尾に、金子直吉は教養がなく、丁稚あがりの才物であっても「士魂なきもの」だから往生際が悪くても仕方がないが、「貴君は松方老公の正子にして……日本に於ける高等教育を受けたる御曹司なるに、其死際に於て素町人の行動を真似んとすることは如何にも其家門を辱むるもので武士道のため取らざる」ところであるとし、早々と社長辞任を薦める。

松方が最終的に辞任するのは昭和3(1928)年5月末であるが、川崎造船所は十五銀行からの資金が途絶えた今、公的資金の途をさぐるほかになく、大蔵省預金部から資金を融通してもらうか(昭3.6.4.)、あるいは日本興業銀行を介して預金部資金の融通を計る(昭3.6.26.)かしかなくなったが、結局そのいずれも奏功しなかった。7月18日の夜行で平生と一緒にあった松方は、

「平生君、余も愈々窮境に入れり」と述べ（昭3.7.19.）、7月20日に海軍省に出向き、建造中の軍艦を海軍省で引取るようお願い出て了承を得る。合わせて松方個人の資産も整理されることになった（昭3.7.20.）<sup>(20)</sup>。

ところで十五銀行が多額の不良債権を抱えて休業に至るその遠因になったのは、川崎造船所を中心とする川崎財閥の銀行部門を担っていた神戸川崎銀行、浪速銀行、丁酉銀行の三行を不良債権を抱えたまま引取ったからであるが、その後も川崎造船所を中心に巨額の不良貸付を行い続け、ついに決済に窮して昭和2年4月21日から3週間休業に追い込まれることになるのだが、この大銀行の休業、実質的破綻について平生はどこに問題があると見ていたのか。彼は『拾芳』10号に「銀行重役の私財提供と十五銀行の救済」と題して寄稿している（昭2.6.15.）。それによると、本来株式会社の重役は会社の

---

(20) 松方幸次郎は第一次大戦で得た莫大な資産を西洋美術品の購入に充てた。しかし金融恐慌でそのコレクションを手放さざるを得なくなる。昭和2年7月15日、大阪ロータリー・クラブの例会で神戸ロータリー・クラブの笠原正吉が次のように松方コレクションの救済を呼びかけている。松方は収集美術品の一部は日本に持ち帰ったが、大部分はまだ海外にある。しかし川崎造船所問題のためにこれが散逸の危機にある。「折角苦心の末日本人が集めたものを再び外国人の手に奪はれることは如何に考えても無念至極」だから、何とかならぬものかと。後日この笠原提案について質された平生は、このコレクションを買い取る者がいるとすれば三井家と岩崎家だが、今日の経済状況ではこれほど高価な美術品に多額の資金を投じることは「世間に対する思惑上敢て決行」しないだろう。4分の3がまだ外国にあるから、これを輸入しようとすれば10割の関税を払わなければならない。無税での輸入が可能なのは政府で、買上となると宮内省の外ないのだが、同省は休業中の十五銀行の株主として整理・再建のため数百万円の支出を要請されることが考えられ、この状況下では美術品買上は不可能だろう。そう考えると、たとえ我々が「如何に美術散佚防止運動としてこの美術品の買上を日本に於て求むるも到底見込なかるべし」と。国内にすでにあったコレクションは数回の売立てによって散逸し、ロンドンに保管しておいたものは消失した。フランスに残されていたものは、戦後フランスから返還されることになるが、その条件の一つが特別の美術館を作ることであった。このために建設されたのがコルビュジエの基本設計になる上野の国立西洋美術館である（藤本建夫『松方コレクション』－平生夙三郎日記から－『甲南Today』No. 45, 2014年3月）。なお、神戸市立博物館編『松方コレクション展－松方幸次郎夢の軌跡－』2016年、をも参照。

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

損失のために私財を投げ出すことは法律的には何ら規程はないが、今回の財界混乱の原因は大戦後も銀行重役の経営が「放漫乱脈にして不良貸付続出」し、「所謂臭きものに蓋をして一時を糊塗し今日に至った」もので、彼等に責任がないとは言えない。十五銀行においては松方一族が経営する川崎造船所、国際汽船、東京瓦斯電気工業等への貸出しは固定化して回収不能となり、したがってこれらは不良債権となってしまった。そこで松方巖は総て私財を投げ出し、爵位までも返上したが、他の重役たちもこれにならって私財を投げ出して預金支払の資に供するのは当然の責務である。ところがこれをしていばかりか、同行を救済しようと日本の財界のリーダー郷誠之助らがまとめようとしていた整理案によれば、「株主が当然負ふべき未払株金〔約五千万円〕支払の義務を軽減」しようとしている。つまり預金者に対しては「株主は己払未払の区別なく全責任を負ふ」べきであるのに、この整理案では四分の一に減資して株主は「未払込金に対する責任の一部」を免れ、それは日本銀行からの特別融資と政府の補償法によって最終的には国民に負わせようとするものである。このような「狡猾なる手段を以て社会の上流に位し自ら帝室の藩屏なりと称し」ながら、その実「国民の膏血に依りて自己の貧血を癒さんとする」もので、これは無産階級の「生活破綻の上に少数のブルジョアが財産に依りて徒食」していることを裏書きするものであると。

さらに十五銀行はもう一つ別の顔を持っている。同行はこれまで宮内省の出納事務を取扱うことで国民の信用を得ていたが、それに加えて宮内省は同行の株主でもあった。平生はこのことを問題にする。すなわち、「宮内省が営利会社の株主たることは決して好ましきことにあらず」。皇室と臣民が「損得を争ふ渦中に投ぜらるるは尤も慎まざるべからず。極論すれば皇室が何故に私有財産を有せらるるの必要ありや」。我国の帝室のように連綿として継続している皇室は「民に対しては父、日本全土は王土なれば民衆と対等に財産を所有せらるるの要なく、国民は皇室の必要に応じ宮廷費を支出せば可

なりと思ふ」(昭2.6.28.)。それが民間銀行の株主となれば、「皇室の御処置が少しにても偏頗なりとの観念を国民に抱かしめる」ことも生じ、そうなれば宮内大臣の責任は重大である。政治家や実業家は財界の安定とか銀行界の整理とか言いながら、実は一般国民の利害を考えていない。従って彼等の打算が皇室にまで及ぶことがあれば由々しいことになる。結論的に言えば、「十五銀行の整理は飽迄十五銀行の重役と株主の責任を以て処置せしめ、彼らが尽くすべき責任を全ふしたる後尚援助の必要あれば適法なる預金者救済の道を講ずるも晩からずと思ふ」(昭3.6.15.)。

#### (4) モラトリアムと裏白200円札

4月23日の日記には極めて興味深い事実が記載されている。金融不安から銀行取付けが始まったとき、銀行間の協調はすっかり乱れて、どの銀行も我行こそ「資金充実せるものと仮装」して「浅墓なる競争心」をむき出しにして夜9時10時まで時間外の仕払いをなし、また定期預金までも途中解約を許して払出すといった有様であった。しかしこれが却って「預金者をして不安」ならしめ、危機感をいっそう増幅させた。実際に平生は夜11時ごろ、ある銀行の前に百人余りの預金者が集まり、なかには「硝子窓に恰もヤモリの如くくっついて中を窺視するものあり」と尋常ではない光景を目にする。こうした状況下では安田銀行のような大銀行さえ開店していても「到底仕払ふべき現金」がなく、日本銀行でさえ予備紙幣までも底をつき、「かび臭き旧札」まで手を出さなければならなくなった。こうして最後には全国の銀行はいっせいに二日間の臨時休業に入り、政府も22日に緊急勅令でもって3週間のモラトリアムを公布することになった(昭2.4.22)。

ところが政府はモラトリアム公布にあたってこれを銀行に厳守させようとしたことが逆に経済を萎縮させることに気付かなかつた。平生の合理的解釈によれば、支払猶予令では銀行預金の支払は一日500円以下と定められてい

実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生飢三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

るが、それ以上を引出す場合には「銀行に余力があるものに於ては貸金の形式」をとり、したがって貸金金利と預金金利とを同率にすれば問題は生じない。預金者はこうして銀行から引出した資金を新しい信用などに利用することができ、これが経済活動を継続するためのファンドとなる。こう考えて東京海上火災は取引銀行である三菱銀行と交渉して株主に配当を支払おうとしたが、それは許されなかった。三菱や三井などの銀行には取付けの懸念は全くなく、したがって預金の払出しは無限にできるけれど、「他の less strong banks は之を実行し得ずとなりては忽ち銀行間の優劣を曝露するに至りて取付け」にあう恐れがあるから不可能である、これがモラトリアム厳守の根拠であった。

だがこのように厳格な平等主義を実行すれば「産業機関が梗塞せらるるは火を賭るよりも明か」である。例えば荷為替手形を利用できなければ、船積も荷物の受け取りもできない。工場においても製品の受取もできなければ、原料の仕入れや貸金支払いもできないなど、経済全体が委縮する。「如此くして産業機関は商工業共に paralyze するの外なからんか。モラトリュームがかかる重大なる結果を生ずることを予測して勅令を發布せんか、徒に銀行救済に熱中してかかる資金の梗塞が重大なる結果を生ずるに至りては其損失や至大なるといふべし。財政経済の知識も経験も卓見もなき人々が其衝に当りて一時的弥縫策を以て応急の計をなす位危険なるものはなし。実に財界は危機に瀕しつつあり」(昭2.4.23)。

4月25日の日記においても、銀行間の協定をしっかりと守るべきまさにその時に抜駆けを許しながら、銀行間に自由を許すべき時に逆に協定を厳しくする矛盾した政策を行う政府を批判する。東京銀行団も、「万遺漏なきを期せんがため日本銀行を主として社員協同一致の精神を以て互に相扶け、特に銀行間に関しては各銀行慎重の態度を以て之に処するの緊要なるを信ず」と声明書を発表したが、平生に言わせれば順序は全く逆で、このような声明は



「少なくとも十五銀行の仕払休止前」にすべきであった。もしそうしていれば、「モラトリュームの必要はなかりしならん」。「人心恟々として取付の気分が溢らんとするとき」、定期預金の期限前の支払いをしたり、営業時間を超えて預金の支払いに応じることなどをせず、東京銀行団の声明書のような行動を前もってとっていれば、取付は決して起こらず、2～3日たてば必ず事態は鎮静化していたはずである。この様に考えると、関東にも関西にも「如何に銀行者間に far-reaching の深謀ある人なく、徒に自己の力を示さんとし、又他を援けんとするの協力心」がないかを如実に示すものである（昭.2.4.25）。

モラトリアムを公布する策がいかに日本の金融政策が愚策そのものであったかはすぐさま露呈される。4月26日に平生は次のようにあきれ果てる現状を記している。

日銀は「休日明の金融界を安静ならしむるため最極限の貸出」をし、25日には大阪にも「急造の式百円紙幣が幾千万東京より送付され夫々各銀行へ貸出」されたが、この急造紙幣はその形状といい、デザインといい「粗笨無趣味のものにして裏面は何等の印刷もなく単に白紙」である。しかしこれだけの紙幣が準備されたにも関わらず、銀行の門前には人影まばらで「行員も手持無沙汰」の感がある。しかしこのモラトリアム自体が「一般産業に与えたる影響は中々に大なりといふべく、而して其苦痛は日を経るに従って感ぜざるべく、資金難に苦める工場は漸次に休業するか、其操業を短縮するかの策に出ずべし。次に昨日銀行手形交換高の減少は著しきものにして、東京は十分の一、大阪は三分の一なりと。如何に商取引の減退を知るべし」（昭.2.4.26）。

昭和2（1927）年5月13日にモラトリアムが解除されたが、各銀行は取付けに備えて「紙幣の山を積みて預金引出の準備」をしたが、それは一切起らず、「各都市共に至極平穩」であった。平生はここで金融恐慌を振り返って次のように総括する。「今回の panic は public panic にあらずして bankers'



実業家・教育者<sup>ひらお はちさぶろう</sup>平生飢三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

panic なり」。事の発端は台湾銀行の放漫な不良貸出にあり、その結果資金に窮して「コール市場を漁りて高利率を払」うを見て、各銀行がそれに「眼眩みて」、台銀の内情を知りつつ特殊銀行であれば破綻することはないだろうと多額のコールを放出したが、台銀・鈴木商店の関係が曝露され、三井銀行が率先してコールを引上げ、それを機に各銀行もコールをいっせいに引上げたから台銀は窮地に陥り、それを救済すべく緊急勅令案が出されたが、これを枢密院が否決したため「財界、否銀行業者は大に周章狼狽し訛伝流言は預金者をして不安」にさせたから取付が発生したのである。すなわち「今回の panic は、public が天災的、又は経済的、又は国家的変乱に遭遇して損害を被むりたる結果民衆側」から起ったものではなく、「銀行者自らが狼狽して引起」したもので、したがって「銀行者が平静に還りたる以上 public が安心せるは当然なり」。だがこの過程で各銀行の真価が問われたから、弱小銀行から大銀行への巨額の資金移動は免れざるを得ないだろうと（昭2.5.15.）。

この銀行恐慌からモラトリアム並びに産業萎縮への経済危機のプロセスを海外はどう見ていたか。これについても平生は注意を怠らない。ニューヨークの商業新聞 Journal of Commerce の社説によれば、「日本の財界混乱の原因は其裏面に不健全なところがあるからである。この場合に際し根本的に必要なことは、特に投機的種類に属する営業と銀行業との間にある程度の区別を設けることである。さすれば銀行は支払能力を回復することができ、従って預金者の要求及当座の請求に応ずることができるようになる。まず日本銀行を援助してその信用を確実にし紙幣発行を拡大して……支払猶予を与えて商業債務を整理するというは誤った考へ方ではないけれども、要するに一時的の救済策たるに止まり、銀行の財政破綻の折にその影響を防ぐべき緊急時の金融機関がどこにもないのである」（昭2.4.27）。

この社説は、日本の金融システムそれ自体に金融破綻の根本的原因がある

のに、日銀券の発行増加で危機克服をはかるなどとは、と指摘しているのだが、平生もこれと同様に裏白の急造紙幣の増刷で問題が解決されるとは考えてはいなかった。

ちなみに、この金融恐慌で昭和二年度休業銀行は37行に達した。

## 6. 不況下での富豪のメンタリティー

大正9年恐慌のさなかでも財閥・大富豪の生活スタイルやメンタリティーは変わることはなかったようである。大正10（1921）年5月7日に藤田男爵邸で園遊会が開催されたが、時あたかも不況下での物価上昇のころである。「今や反資本家、反富豪の高調は何れの里にても熾にして、殊に都市の如く筋肉労働者が多数を占めるところに於ては労働争議は常に跡を絶たず……園遊会を設けて無意味に幾千金を浪費するの狂態を公示する如きは尤も反富豪の敵愾心を唆する」ものである。藤田男爵は、「閥族の殲滅、階級制度の撤廃は輿論として今や燎原の火ならんとする時に於て、何故に……旧例を踏襲して徒に下級者の恨みを買はんとせられるや」（大10.5.7.）。

また平生は関西から東京への車中で三井の総帥團琢磨に会って話をした時にもこの大資本家・富豪の無神経さにあきれている。平生が團に、三井は多数の炭鉱を持っているから労働問題で「心労」も大変だろうし、三池炭鉱にはそのような問題の徴候はないかとの問いに対し、團は「近来直接に事業に接せざるを以て之を耳にせず」と答える。平生は「自己は最高幹部の首位にして如此き下界の事は関知せざる」という團の態度には驚き、「大資本家の番頭にして如此き殿様の態度」には「衷心噴飯に堪え」なかった（大10.6.20.）。

労資問題は経済的なものにとどまらない。例えば川崎造船所では争議が何等進捗を見ないのは軍隊が職工に威圧を加え検挙するなどして半強制的に職場に復帰させようとしているからで、それは問題の本質を誤るものである。「労働者が要求するところは単に賃金の増加、退職手当の増率のみにあらず

実業家・教育者<sup>ひらお はちきぶろう</sup>平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

して人格の認識に在り。経済問題より進んで社会問題に移りつつあるなり」(大10.7.19.)。日本では相変わらず労働者を機械視し、彼らの人格を無視する資本家が大半を占めていた(大10.8.14.)。資本家がこのように労働問題に無方針であるから、彼等は労働条件を交渉する場合でも「労働者に向って縁日に於ける植木屋の如き折衝法」で全く誠意がなく、「虚心坦懐に自己が忍び得る最小限度の条件」を示して交渉することをしない。資本家は資本の提供者として、また労働者は労働の提供者として同等の立場にあることを了解しあい、「相扶相助に依りて共同の目的を達成すべきものにして、相争相闘を以て幸福を得べきものにあらざるなり」(大10.6.28.)。

資本家に自ら労働問題を解決する手立てがなければ、残るは政府である。不況下で原総理・高橋大蔵内閣は厳しい予算編成を迫られるが、内閣は戦艦8隻と巡洋戦艦8隻を中核戦力とする、所謂八八艦隊の建造問題に言及している。これは海軍が明治40(1907)年に国防上理想とするという発想のもとで計画され、すでに議会で予算が通過していたものだが、これが失業救済策になるというのである。平生によれば、この計画そのものが、日本経済が堪えうる限度をはるかに超え、したがって一旦戦争になれば、燃料補給の面からも艦隊を動かすことができないのだから、戦略・戦術的にも全く意味をなさないことは明らかであった。それに雇用に関しても、民間造船所を解雇された職工たちが官営造船所で職を得るとしても高々数万人に過ぎないのである(大9.12.28.)。

この八八艦隊建造と失業問題に関し、平生は浦賀船渠専務今岡純一郎と興味ある議論を交わしている。今岡が「社会政策上」の見地より建艦制限に反対すると述べたのに対して、平生は次のように論破する。今岡の議論は軍艦という不生産的凶器の注文が制限されるとともに民間造船所の職工が職を失い、それが社会問題を引き起こすという懸念からのものであるとしても、社会政策のためであれば「強て不必要不生産の製艦の要あらん。社会事業とし

て国民の福祉を増進し産業の増進に資すべき事業は枚挙に暇あらざるべし。たとえば道路の舗装工事の如き、下水上水工事の如きは資金に余裕あれば之を完成すべしにあらざや」と(大10.3.19.)。ちなみに大正10(1921)年度予算案の審議において政府は失業問題について公営の職業紹介所の増設を述べているが、政府はそれ以上の失業対策は考えていない。予算規模15億円余りの半額は軍事費で消え、そして歳入から公債分を除くと真の租税収入のうち7～8割が軍事費となると平生は見ていたから、ここから本格的な失業関連予算は捻出できるはずがなかった。不況のさなか、失業者の大半は都会で浮浪者になるほかない。「彼等の志操は失職と共に悪化」し、「失望の余狂乱し遂に恒心を失ふて邪想の為めに狂奔する」かもしれない(大9.12.28.)、と平生は彼等が過激化することを何よりも恐れた。

#### 参考文献

1. ウィキペディア「関東大震災」
2. 大蔵省編纂『明治大正財政史 第四巻』昭和11-15年
3. 大阪ロータリークラブ編『大阪ロータリアン』173号, 昭和2年3月7日
4. 銀行問題研究会編『銀行論叢 昭和金融恐慌史』昭和2年
5. 神戸市立博物館編『松方コレクション展-松方幸次郎 夢の軌跡-』2016年
6. 白石友治編『金子直吉傳』明文堂, 昭和25年
7. 損害保険料率算出機構『日本の地震保険-2019年4月版-』2019年
8. 瀧口 剛「武藤山治と平生鈞三郎-実業同志会を通じて-」『平生鈞三郎日記 第8巻附録』2013年
9. 田村祐一郎「関東大震災と保険金騒動(1)-仕掛け人-」『流通科学大学』第16巻3号, 2004年~同「関東大震災と保険金騒動(16)-政府対枢府-」第22巻2号, 2010年
10. 中央防災会議編『災害教訓の継承に関する専門調査会 1923年関東大震災 第3編』2008年
11. 筒井清忠『帝都復興の時代-関東大震災以後-』中央公論社, 2011年
12. 日本経営史研究所編『東京海上火災保険株式会社百年史〈上〉』1979年
13. 藤本建夫「『松方コレクション』-平生鈞三郎日記から-」『甲南 Today』No 45,

---

(21) 大蔵省編纂『明治大正財政史 第四巻』昭和11-15年, 306ページ。

実業家・教育者<sup>ひらお はちきぶろう</sup>平生飢三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

2014年3月

14. 三島康雄「関東大震災と平生飢三郎－火災保険支払い問題をめぐって－」『甲南経営研究』第29巻第1号